

岡崎市で登録されていて他の市区町村で投票する場合

この方法は、以下のとおり、何回も郵送のやりとりを要しますので、早めの手続が必要です。

〈手順〉

- 1 不在者投票宣誓書・請求書に必要事項を記入し、岡崎市選挙管理委員会へ郵送します。
- 2 ①投票用紙、②外封筒、③内封筒、④不在者投票証明書が岡崎市選挙管理委員会から滞在先に郵送されます。
これらの書類は、郵便局が対面でお届けし、受領印又は署名をいただく郵送方法で送付します。ただし、郵便受けへお届けするだけの郵送方法で送付を希望する場合は、「不在者投票宣誓書・請求書」の「投票用紙の郵送方法」欄の「☐郵便受けへの郵送を希望する」に✓を入れてください。
- 3 送られてきた投票用紙等一式を持って、滞在先の市区町村役場（選挙管理委員会）へ行き、案内に従って投票します。
※ あらかじめ投票用紙に記入したり、不在者投票証明書を開封したりすると投票できませんので、郵送された封筒をそのままお持ちください。
- 4 滞在先の選挙管理委員会が岡崎市選挙管理委員会へ投票を送付します。

〈期間・場所等〉

期間 令和7年7月4日（金）～7月19日（土）

※ 土曜日・日曜日を含む。

※ 投票できる場所や時間は滞在先の選挙管理委員会によって異なります。滞在先の市区町村の選挙管理委員会にお問合せください。

【お問合せ先】岡崎市選挙管理委員会

〒444-8601

愛知県岡崎市十王町二丁目9番地

電話0564-23-6039